農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岐阜県輪之内町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北部地域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、従来からカワバタモロコ(絶滅危惧種)の生息地として有名な地域である。近年、徳川将軍家御膳米としてハツシモのブランド化を行っていることもあり、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、基盤整備事業が行われておらず南部地域と比べて生産条件の格差が大きい ことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、 多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 南部地域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、従来からカワバタモロコ(絶滅危惧種)の生息地として有名な地域である。徳川将軍家御膳米としてハツシモのブランド化を行っていることもあり、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

また、基盤整備事業を実施し、水稲と麦・大豆を組み合わせた大規模な土地利用型農業を行っているが、個別経営体や任意組織が多いため、経営感覚のある認定農業者や法人化へ誘導し、大規模な土地利用型農業が展開できるよう農地の保全につとめることが重要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとと もに、併せて、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、 多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	北部地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に
		掲げる事業
2	南部地域	第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に
		掲げる事業
3		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであるため、地域協議会との情報 共有や定期的な打合せを行うよう、その連携の推進に努めるものとする。